

旧

週休2日制工事実施要領

(趣旨)

- 1 本要領は、建設交通部が発注する土木工事において、週休2日制を実施するために必要な事項を定めたものである。

(目的)

- 2 建設業における労働者の健康増進やワークライフバランスの改善、将来の担い手確保のために、週休2日制工事の取り組みにより、休日数を増やし、より働きやすい環境づくりを行っていくことを目的とする。

(対象工事)

- 3 原則、建設交通部発注の全ての土木工事を対象とする。ただし、通年維持工事等の単価契約で行う工事は対象外とする。
なお、対象工事は特記仕様書に週休2日制工事であることを明記する。

(用語の定義)

- 4 本要領における用語の定義は次のとおりとする。

(1)土木工事

河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、下水道工事、公園工事、港湾工事、水道工事、機械設備工事、その他これらに類する工事をいう。

(2)港湾工事

京都府建設交通部港湾局が所管する工事をいう。

(3)現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

なお、雨天や降雪時等による現場閉所・災害応急対応等・異常気象時等における安全パトロール及び現場見学会等の行為日数も現場閉所日に含むものとする。

(4)現場着手日

工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。準備期間内における調査、測量、現場事務所等の設置等の準備作業を含む。

(5)現場終了日

工事施工範囲内で全ての作業が終了した日をいう。後片付け期間は含まない。

(6)後片付け期間

工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にするために要する期間をいう。

(7)施工に必要な期間

現場着手日から現場終了日までをいう。ただし、後片付け期間及び以下の日数は施工に必要な期間から除くものとする。

ア 年末年始（12月29日～1月3日）及び夏季休暇（8月14日～8月16日）

イ 工場製作のみの日数

ウ 工事事務による不稼働日数

新

週休2日制工事実施要領

(趣旨)

- 1 本要領は、建設交通部が発注する土木工事において、週休2日制を実施するために必要な事項を定めたものである。

(目的)

- 2 建設業における労働者の健康増進やワークライフバランスの改善、将来の担い手確保のために、週休2日制工事の取り組みにより、休日数を増やし、より働きやすい環境づくりを行っていくことを目的とする。

(対象工事)

- 3 原則、建設交通部発注の全ての土木工事を対象とする。ただし、通年維持工事等の単価契約で行う工事は対象外とする。
なお、対象工事は特記仕様書に週休2日制工事であることを明記する。

(用語の定義)

- 4 本要領における用語の定義は次のとおりとする。

(1)土木工事

河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、下水道工事、公園工事、港湾工事、水道工事、機械設備工事及びその他これらに類する工事をいう。

(2)港湾工事

京都府建設交通部港湾局が所管する工事をいう。

(3)現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

なお、雨天や降雪時等による現場閉所・災害応急対応等・異常気象時等における安全パトロール及び現場見学会等の行為日数も現場閉所日に含むものとする。

(4)休日

各技術者及び技能労働者毎に現場(現場事務所含む)で作業していない日をいう。

(5)現場着手日

工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。準備期間内における調査、測量、現場事務所等の設置等の準備作業を含む。

(6)現場終了日

工事施工範囲内で全ての作業が終了した日をいう。後片付け期間は含まない。

(7)後片付け期間

工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にするために要する期間をいう。

(8)施工に必要な期間

現場着手日から現場終了日までをいう。ただし、後片付け期間及び以下の日数は施工に必要な期間から除くものとする。

ア 年末年始（12月29日～1月3日）及び夏季休暇（8月14日～8月16日）

イ 工場製作のみの日数

ウ 工事事務による不稼働日数

エ 受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる日数

オ 工事の全面中止日数

(8)月単位の週休2日(4週8休以上)

施工に必要な期間内の全ての月で、月毎の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所された状態をいう。

(9)通期の週休2日(4週8休以上)

施工に必要な期間内で現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準の状態をいう。現場閉所率は小数点第2位以下を切り捨てとする。

(実施方法)

5 実施方法は次のとおりとする。

(1)発注者は、入札段階で特記仕様書に週休2日制工事であることを明記する。(別紙参照)
なお、当初発注時点において、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を設計図書に明示するものとする。

(2)受注者は、契約後、週休2日を反映した工程を計画し、現場閉所日が確認できるよう施工計画書に記載し提出する。

(3)工事契約後、施工に必要な期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、次のとおりとする。

ア 土木工事(港湾工事を除く)

受発注者間で協議し、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。

また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に4週8休に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

イ 港湾工事

受発注者間で協議し、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、現場に従事する技術者及び技能労働者が交替しながら個別に4週8休に取り組めるよう、休日取得計画がわかる計画工程表を作成し提出すること。作業連絡記録等で個人毎に月毎の土曜日及び日曜日の合計日数以上に休日を確保したことが確認出来れば、当該期間においても現場閉所したものとする。

(4)受注者は、月毎の現場閉所日数及び達成状況を工事履行報告書の備考欄へ記載するものとし、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析の上、改善に取り組むものとする。

(5)受注者は、予定していた現場閉所日を変更する場合は、事前に監督員へ連絡すること。ただし、天候不良等のやむを得ない事情により急遽、現場閉所した場合はこの限りでない。

(6)受注者は、週休2日の取り組みにあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないように、下請業者に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求めるものとする。

エ 災害対応等で土曜日及び日曜日(以下「土日」という。)に代わる代替日の設定が困難であり、受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる日数

オ 工事の全面中止日数

(9)完全週休2日

施工に必要な期間内の全ての週で、土日が現場閉所された状態をいう。

(10)月単位の週休2日

施工に必要な期間内の全ての月で、月毎の土日の合計日数以上に現場閉所された状態をいう。

(11)通期の週休2日

施工に必要な期間内で現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準の状態をいう。現場閉所率は小数点第2位以下を切り捨てとする。

(実施方法)

5 原則、完全週休2日に取り組むものとし、実施方法は次のとおりとする。

(1)発注者は、入札段階で特記仕様書に週休2日制工事であることを明記する。(別紙参照)
なお、当初発注時点において、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を設計図書に明示するものとする。

(2)受注者は、契約後、完全週休2日を達成するための工程を計画し、施工計画書の工程管理表へ反映させるものとする。

(3)工事契約後、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、次のとおりとする。

ア 土木工事(港湾工事を除く)

受発注者間で協議し、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。

また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら休日の確保に努めるものとする。

イ 港湾工事

受発注者間で協議し、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、現場に従事する技術者及び技能労働者が交替しながら休日の確保に取り組めるよう、休日取得計画がわかる計画工程表を作成し提出すること。作業連絡記録等で個人毎に週毎の土日の合計日数以上に休日を確保したことが確認出来れば、当該期間においても現場閉所したものとする。

(4)受注者は、週毎の現場閉所日数及び達成状況を工事履行報告書の備考欄へ記載するものとし、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析の上、改善に取り組むものとする。

(5)受注者は、天候不良等で受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合、土日に代わる現場閉所日を同一の週で指定し、事前に監督員へ連絡すること。同一の週に2日間以上の現場閉所を行うことにより、土日を現場閉所したものとする。

(6)受注者は、週休2日の取り組みにあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないように、下請業者に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求めるものとする。

(7) 完全週休2日が未達成の見込みとなった場合は、月単位の週休2日または通期の週休2日が達成できるよう取り組むものとする。

(確認方法)

- 6 確認方法は次のとおりとする。
- (1) 受注者は、現場終了日以降、速やかに「工事打合簿」による報告とあわせて現場閉所日数が確認できる資料（任意様式。閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等。）を監督員に提示すること。
- なお、「工事打合簿」には現場閉所日数の割合等を記載すること。
- (2) 発注者は、提示された資料により現場閉所日数の割合等を確認する。

(補正係数)

- 7 週休2日の実施状況に応じた補正係数は以下のとおりとする。
- なお、市場単価及び土木工事標準単価の補正は「(参考資料)週休2日制工事及び週休2日交替制工事に係る経費の補正について」によるものとする。

【土木工事(港湾工事を除く)】

	月単位の週休2日 (4週8休以上)	通期の週休2日 (4週8休以上)
労務費	1.04	1.02
機械賃料	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

【港湾工事】

	月単位の週休2日 (4週8休以上)		通期の週休2日 (4週8休以上)
適用積算基準	港湾土木請負工事積算基準	左記以外	補正しない
労務費	1.04	1.04	
機械賃料	1.02	1.02	
共通仮設費率	1.02	1.03	
現場管理費率	1.03	1.05	

(補正方法)

- 8 週休2日制工事における経費の補正方法は次のとおりとする。
- (1) 月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた上で、予定価格を作成するものとする。
- (2) 実績において、月単位の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、次のとおりとする。
- ア 土木工事(港湾工事を除く)
- 契約書第24条の規定により、各経費に乗算する補正係数を通期の週休2日を達成した場

(確認方法)

- 6 確認方法は次のとおりとする。
- (1) 受注者は、現場終了日以降、速やかに「工事打合簿」による報告とあわせて現場閉所日数が確認できる資料（任意様式。閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等。）を監督員に提示すること。
- なお、「工事打合簿」には現場閉所日数の割合等を記載すること。
- (2) 発注者は、提示された資料により現場閉所日数の割合等を確認する。

(補正係数)

- 7 週休2日の実施状況に応じた補正係数は以下のとおりとする。
- なお、市場単価及び土木工事標準単価の補正は「(参考資料)週休2日制工事及び週休2日交替制工事に係る経費の補正について」によるものとする。

【土木工事(港湾工事を除く)】

	完全週休2日	月単位の週休2日	通期の週休2日
労務費	1.02	1.02	補正しない
共通仮設費率	1.02	1.01	
現場管理費率	1.03	1.02	

【港湾工事】

	完全週休2日及び月単位の週休2日		通期の週休2日
適用積算基準	港湾土木請負工事積算基準	左記以外	補正しない
労務費	1.02	1.02	
共通仮設費	1.02	1.01	
現場管理費	1.03	1.02	

(補正方法)

- 8 週休2日制工事における経費の補正方法は次のとおりとする。
- (1) 完全週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた上で、予定価格を作成するものとする。
- (2) 実績において、完全週休2日を達成したと認められない場合は、次のとおりとする。
- ア 土木工事(港湾工事を除く)
- 契約書第24条の規定により、各経費に乗算する補正係数を月単位の週休2日を達成した場

合の補正係数に変更するものとする。

また、通期の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、各経費に乗算する補正係数を1.00に変更するものとする。

イ 港湾工事

契約書第24条の規定により、各経費に乗算する補正係数を1.00に変更するものとする。

(工事成績評価)

9 月単位の週休2日の現場閉所を行ったと認められる工事については、工事成績評価の「工程管理」及び「創意工夫」で加点を行う。

なお、月単位の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合においても、工事成績評価で減点は行わない。

(その他)

10 受注者は、月単位の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、工事打合簿によりその理由を監督員に報告すること。

また、月単位の週休2日又は通期の週休2日に係わらず、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 週休2日制工事試行要領(平成31年2月22日施行)は廃止する。

附 則

この要領は、令和6年9月1日から施行する。

場合の補正係数に変更するものとする。

また、月単位の週休2日を達成したと認められない場合は、各経費に乗算する補正係数を1.00に変更するものとする。

イ 港湾工事

月単位の週休2日を達成した場合は、補正係数を変更しないものとする。

月単位の週休2日を達成したと認められない場合は、契約書第24条の規定により、各経費に乗算する補正係数を1.00に変更するものとする。

(工事成績評価)

9 週休2日制工事における工事成績評価は次のとおりとする。

(1) 完全週休2日を達成したと認められる工事については、工事成績評価の「創意工夫」で加点を行う。

(2) 現場閉所率が21.4%(6日/28日)未満となる等、明らかに週休2日制工事に取り組む姿勢が見られなかった場合、工事成績評価で減点を行う。

(その他)

10 完全週休2日が未達成であった場合、受注者はその理由を以下のURLからアンケートへ回答するものとする。

<https://forms.office.com/r/uMSqzHnxYM>

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 週休2日制工事試行要領(平成31年2月22日施行)は廃止する。

附 則

この要領は、令和6年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年9月1日から施行する。

(別紙)

(特記仕様書の記載例)

(週休2日制工事について)

- 1 本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する週休2日制工事である。
 - 2 週休2日制工事の実施は、「週休2日制工事実施要領(令和6年9月改定)」に基づき実施すること。
 - 3 実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、月単位の週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行うこと。
なお、月単位の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、工事打合簿によりその理由を監督員に報告すること。
 - 4 予定価格には月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じているが月単位の週休2日に満たない場合は、以下のとおりとする。
ア 土木工事(港湾工事を除く)
契約書第24条の規定により、各経費に乗算する補正係数を通期の週休2日を達成した場合の補正係数に変更するものとする。
また、通期の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、各経費に乗算する補正係数を1.00に変更するものとする。
イ 港湾工事
契約書第24条の規定により、各経費に乗算する補正係数を1.00に変更するものとする。
- 5 月毎の現場閉所日数及び達成状況を工事履行報告書の備考欄へ記載すること。
 - 6 月単位の週休2日を達成したと認められた場合、成績評定において加点する。

(別紙)

(特記仕様書の記載例)

(週休2日制工事について)

- 1 本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、**完全週休2日に取り組む**工事である。
- 2 週休2日制工事の実施は、「週休2日制工事実施要領(令和7年9月改定)」に基づき実施すること。**(HP : https://www.pref.kyoto.jp/shido-gi_jyutsu/shuukyuuufutuka.html)**

- 3 **完全週休2日が未達成であった場合、受注者はその理由を以下のURLからアンケートへ回答すること。**
<https://forms.office.com/r/uMSqzHnxYM>